

岩手県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨紫波町長から次のとおり通知があった。

令和8年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 紫波郡紫波町
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年4月1日から同年9月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 写真地図作成